

福利厚生規程

平成 1 年 4 月 1 日 制定
令和 4 年 8 月 19 日 最終改正

(総則)

第 1 条 この規程は、会員の福利および相互扶助を図るために定めたものである。

(事業)

第 2 条 前 1 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 正会員・元正会員に対する見舞金等の給付
- (2) 正会員に対する結婚祝金の給付
- (3) その他正会員の福祉向上に関する事業

(給付)

第 3 条 前 2 条についての給付は、下記のとおりとする。

- (1) 正会員の死亡弔慰は会員において当該年度の申請・連絡等により、15,000 円相当の供花などにて対応する。
- (2) 元正会員の死亡弔慰は功績から当該年度の申請・連絡等により、15,000 円相当の供花などにて対応する。
- (3) 正会員の配偶者及び一親等内血族死亡に対しては、当該年度の申請・連絡等により、15,000 円相当の供花などにて対応する。
- (4) 疾病により半年以上の療養休業を要した会員の場合は申請・連絡等により、見舞金 5,000 円を支給する。但し、療養終了後 1 年以内とする。
- (5) 災害見舞金等については申請により、理事会でその額を決定し支給する。
- (6) 正会員が結婚した場合は申請により、結婚祝金 5,000 円を支給する。但し、入籍日より 1 年以内とする。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会にて報告しなければならない。

附則

- この規程は、平成 1 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 7 年 3 月 28 日より施行する。
この規程は、平成 9 年 4 月 26 日より施行する。
この規程は、平成 14 年 5 月 19 日より施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 22 日より施行する。
この規程は、平成 19 年 12 月 20 日より施行する。
この規程は、平成 20 年 11 月 13 日より施行する。
この規程は、平成 22 年 3 月 10 日より施行する。
この改正は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。
この規程は、平成 27 年 3 月 20 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 8 月 19 日より一部改正施行する。